詭弁

私は安保法制違憲訴訟差止裁判に50人余りの原告の一人として参加しています。2016年には原告陳述、2018年には原告尋問があり、2027年までに台湾有事が予想され、安保法制により米軍と共に戦争に参加する可能性が生まれたこと、そうなれば原発が攻撃されて3・11フクシマ並みの事故が起きるので精神的苦痛を受けていることを訴えました。しかし、東京地裁は2020年、「防衛出動命令等の差止請求は処分性や原告適格を欠くため不適法」「平和的生存権は法律上保護された具体的権利ではない」、「自らの信条や信念と反する立法等によって精神的苦痛を受けたとしても社会通念上受忍されるべきもの」「平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害はいずれも認められない」などとして却下し、違憲判断を避けました。裁判ではありませんが、2025年12月には、新潟県知事が東電柏崎刈羽原発6号機の再稼働容認の自らの判断を、自民党が過半数を占める県議会での承認を以て「県民の意思を確認した」として、政府に再稼働OKの回答をしました。上記は私が身近で経験した「詭弁」の実例ですが、他にも、汚染水海洋放出、六ケ所村再処理工場建設、辺野古基地建設、リニア新幹線工事などが「詭弁」によって継続しています。これらが子々孫々に対し禍根を残すだろうと心配でなりません。(小倉志郎)